

別表第3（第2条関係）

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この部において「法」という。）に基づく事務に係る手数料

名称	事項	金額
1 建築物 エネルギー消費性能適合性判定手数料	法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額
		(1) 非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この部において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この部において同じ。）のみの場合
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円

	(2) (1) 以外の非住宅部分の場合	ア	モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この部において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合	円 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円
		イ	標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。2の項、5の項及び6の項において同じ。）による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未

			満のもの 284,400円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円
2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円 当該部分の床面積の合計が1,000平方メー

建築物エネルギー消費性能適合性判定			トル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円
			(2) (1) ア モデル建物法による場合 以外の非住宅部分の場合
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円		
	当該部分の床面積の合計が		

		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円
	イ 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
		当該部分の床

					面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 453,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 535,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円
3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の1の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査を受ける部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の3の項又は4の項に掲げる額の手数料を加えた額)	(1) 申請	ア 一戸建て住宅 5,100円	
			イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この部において同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円
				(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円

				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円	
	(2) (1) ア 一戸建て住宅以外の場合	(ア) 誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円	
		(イ) 誘導仕様基準以外による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,400円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,400円	
	イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 118,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 179,000円
			b 誘導仕様基準以外による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円	
	(イ) 非住	a モデル	当該部分の床面積の合計が		

			宅部分	<p>建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この部において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合</p>	300平方メートル未満のもの 87,100円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円	
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円	
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円	
					b 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円	
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの						

				方法をいう。4の項において同じ。)による場合	の 523,700円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円
4 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第2の1の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の3の項又は4の項に掲げる額の手数料を加えた額)			
		(1) 申請に併せて法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合	ア 一戸建て住宅	3,700円	
			イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 57,000円
			(イ) 非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円

	(2) (1)	ア 一戸建て住宅	(ア) 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円		
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円		
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,000円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 125,000円	
		イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	b 誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 48,500円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 197,000円	
		イ ア以外の建築物	(イ) 非住宅部分	a モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 61,100円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	

					77,600円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円
				b 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 159,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円
5 建築物 エネルギー 消費性	法第41条 第1項の 規定に基	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
		(1) 申請	ア 一戸建て住宅	5,100円	
		に併せて	イ ア以	(ア) 住宅	当該部分の床面積の合計が300平方メートル

能基準に適合している旨の認定申請手数料	づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合	外の建築物	部分	ル未満のもの 9,700円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円		
				(イ) 非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円		
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円		
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円		
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円		
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円		
					当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円		
					当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円		
					(2) (1)以外の場合	ア 一戸建て住宅	(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,400円			
				(イ) モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,700円	
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,100円							

		による場合	
		(ウ) 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この部において同じ。)又は誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,700円 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,100円
イ ア以外の建築物	(ア) 住宅部分	a 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この部において同じ。)による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,100円
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 281,000円
			b フロア入力法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この部において同じ。)による場合
			当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,100円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円			
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円			
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 157,000円			
		c 仕様基準又は誘	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

				導仕様基準による場合	33,100円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 104,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 157,000円
	(イ) 非住宅部分	a	モデル建物法による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,100円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円	
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円	
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円	
		b	標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,100円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円	

					当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの 523,700円
					当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの 646,000円
					当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの 763,000円
					当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上の もの 871,000円
6	建築物 エネルギー 消費性能 確保計画 の変更が 軽微な 変更 に該当 している ことの 証明 手数料	建築物の エネルギー 消費性能 の向上 に関する 法律施行 規則（平 成28年国 土交通省 令第5 号）第11 条の規定 に基づく 建築物エ ネルギー 消費性能 確保計画 の変更が 軽微な 変更 に該当 している ことの証 明	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		
			(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合		当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上1,000 平方メー トル未 満のもの 11,800円
					当該部分の床 面積の合計が 1,000平方メー トル以上2,000 平方メー トル未 満のもの 19,100円
					当該部分の床 面積の合計が 2,000平方メー トル以上5,000 平方メー トル未 満のもの 56,400円
					当該部分の床 面積の合計が 5,000平方メー トル以上 10,000平方メ ートル未 満の もの 90,000 円
					当該部分の床 面積の合計が 10,000平方メ ートル以上

		25,000平方メートル未満のもの 113,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円
(2)	(1)ア	モデル建物法による場合
		以外の非住宅部分の場合
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
		当該部分の床面積の合計が

			25,000平方メートル以上のもの 305,000円
		イ 標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円
			当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円

備考

(1) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に

評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの部の1の項(2)、2の項(2)、5の項(2)のイの(イ)のb又は6の項(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

- (2) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この部においてこれらを「向上計画認定申請手数料等」という。)の額は、それぞれこの部の3の項(2)のイの(イ)又は4の項(2)のイの(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下この部において同じ。)における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この部の1の項(1)の規定により算出した額とする。
- (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この部の2の項(1)の規定により算出した額とする。
- (5) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料(以下この部においてこれらを「適合性判定手数料等」という。)の算出において、複合建築物(住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
- (7) 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- (8) 法第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
- (9) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
- (10) 建築物エネルギー消費性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の

部分に係る額は、この部の3の項の規定により算出した額とする。

- (11) 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。
- (12) 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。